

# 「いじめ防止基本方針」

甲府市立千代田小学校

平成30年4月

はじめに

「いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。」

本校では、平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が策定されたことを受け、『甲府市いじめ防止基本方針』に基づき、『甲府市立千代田小学校いじめ防止基本方針』を策定します。」

## 1. いじめ防止に関する基本的な考え

### 1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。

### ◇具体的ないじめの態様

- ア) 冷やかしからい
- イ) 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ウ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- エ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- オ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- カ) 金品をたかられる
- キ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ク) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ケ) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※これらの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。

## 2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

### <国の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### <県の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは、様々な態様があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### <市の方針>

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為であるため、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

### <学校の方針>

全教職員が、児童一人一人の存在を尊重し、児童の気持ちに寄り添い、児童の多様性を認めることを念頭におき、全ての児童が好ましい人間関係を築き、児童にとって「居場所」のある、安全で安心な学校づくりに努める。そのために、授業や行事等、教育活動全体を通して、「確かな学力」「豊かな心」を育む学校づくりを進める。そして、学校・家庭・地域の連携を深める中でさらに児童の人間性を育み、思い遣る心の育成に努める。

## 2. いじめ対策の組織

### 1) いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 学校内の組織

##### ①「生徒指導について」(月・木の朝の打ち合わせ終了後)

月・木に行われる朝の職員打ち合わせ終了後に、欠席児童や気になる児童、気になる行動等について、情報を交換し、指導方針について共通理解を図る。

##### ②「生徒指導委員会」

月 1 回(職員会議)全教職員で、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

##### ③「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。

※必要に応じて委員会を開催する。

#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場において適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学年担任、学校評議員、PTA、主任児童委員(2名)、昇仙峡駐在所、児童相談所、スクールサポーター

## 3. 未然防止の取組

### 1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

未然防止の基本は、教職員自身が、児童一人一人の存在を尊重し、児童の気持ちに寄り添い、児童の多様性を認めることを前提として、すべての児童が好ましい人間関係を築き、安全で安心な学校生活を送ることのできる環境を整え、授業や行事に主体的に参加・活躍することを通して「確かな学力」や「豊かな心」を育む学校づくりを進めていくことにある。

全校児童が参加・活躍できる場面を作り出す視点での「授業づくり」と「集団づくり」を推進する。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに、児童間にトラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートしない人間関係づくりに学校組織全体で取り組んでいく。全校児童が集団の一員としての自覚や自信をもち、互いを認め合う学校風土を作り出すために、児童自らがいじめの問題について主体的に学び考える機会を設定し、児童自らがいじめの防止を訴える取組を推進(児童会によるいじめ撲滅の宣言等)する。

## 2) いじめを未然に防止するための方策

### ①児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学校を児童の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童が安心して過ごすことのできる場所にする必要がある。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じる時に結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたずらに他者を否定すること、攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめることなくなるものであることから、教員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

### ②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのために、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

### ③分かる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは、自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間となるため、授業が児童のストレスになっていないかをよく吟味し、どの児童も参加し、活躍できる授業改善に努める。

### ④異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童の場合、「教える」「教えられる」という図式ができ、固定化することが多い。

その場合、「教えられる」子どもは、自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切に、異年齢集団や異校種の交流の中でどの児童にも「活躍できる場」を提供する。

⑤いじめ問題に対する学校の取組評価を PDCA サイクルで行い、取組内容の検証を行う。

児童の実態にあった「取組評価アンケート」（無記名を原則とする）を作り、年間計画にアンケートの実施を位置づけ、未然防止への取組の検証を行う。児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し、今後の指導に活かす。また、学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるように研修を行う。

⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援について、すべての教職員が共通理解するために、年度の最初にその基本方針について、校長のもと確認する。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組むことを確認し、いじめ防止対策のための生徒指導に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

⑧職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて、職員会議等を利用し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について研修を行う。教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会を設ける。

⑨行事、会議を精選し、児童と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図る。

⑩家庭や地域との連絡・連携を常に心がける。

学校におけるいじめ防止基本方針をHPなどで公表し、保護者や地域住民の理解を得る。また、学校だよりや学年だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っていく。

⑪学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。

交通安全教室やサーバー犯罪教室などを年間計画に位置づけ、児童の啓発活動を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

⑫児童が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

児童会が中心になって行う学級会・代表委員会・児童総会等を通して、児童が自ら取り組み、その成果を発表する場を設ける。また、少年議会などで提案された諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう、適切に支援する。

## 4. 早期発見の取組

### 1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

いじめの早期発見は早期解決につながる。早期発見のために教職員は日頃から児童との信頼関係を構築することに努め、その上で、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さない児童理解のためのアンテナを高く保つことが大切である。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。子どもたちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる教職員の感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

①児童の些細な変化に気づく ②気づいた情報を確実に共有する ③情報に基づき速やかに対応する を早期発見の基本とし、教職員の共通理解を図る。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。児童に関わることを教職員間で共有し、保護者や地域とも連携して情報の収集に努める。

## 2) いじめを早期に発見するための方策

① 普段から児童生徒への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童と直接関わり、指導する中で、生活ノート、個人面談など日々の児童理解を通じて、いじめの早期発見に努める。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童生徒や児童の問題と向き合い、いじめの早期発見に努める。

② いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート（仮称）」を定期的実施する。その目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめがどの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。

③ いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、児童がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、〇〇や〇〇などでいじめ相談を受けることができることを児童生徒に周知し、安心・安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等についても広く広報する。

## 5. いじめへの対処

### 1) いじめの対処に関する基本的な考え

- 1 いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 2 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 3 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- 4 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- 5 いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。



## 2) いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

①事実確認②反省指導③謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、解決を図る。

解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チームに支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会(いじめ防止連携会議)を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じる。

④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童に対して教育上必要な指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童生徒を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

⑤加害児童，被害児童の保護者に対して十分な説明，指導を行う。

被害児童及びその保護者の相談には真摯に傾聴し，失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら，徹底して守り通すことや秘密を守ることなど，できる限り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童の安全を確保する。

一方，加害児童とその保護者には事実関係を聴取し，保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめに係る行為の解消や被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認できるまで，粘り強く指導を続ける。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また，はやしたてるなど同調した児童に対してはそれらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。また，学級全体で話し合わせるなど，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

## 6. その他の留意事項

学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば，「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

## 7. いじめ対策年間指導計画

